

応募作品作成にあたっての再確認事項

各部門の応募要領に記載されている要件を満たしていないため、せっかく応募した作品が審査対象とならない事例があります。

応募作品を作成する際には下記の事項について再確認してください。

1 作品作成の基本

- ① 対象部門の応募要領を熟読し、課題が求めている内容を理解すること。
- ② 対象部門の計画内容が利用目的や求められる機能を満たしていること。
- ③ 設計対象地だけでなく周辺条件に合致していること。

2 よくある審査対象とならない事例

提出図面の記載内容に共通する事例

| チェック | 不適合の具体例 | 注意点 |
|------|------------------|-------------------------------|
| | 要求図面の不足 | 各部門の応募要領に記載された図面を確実に作成する |
| | 用紙サイズが違う | CAD出力、コピー後に用紙サイズを再確認する |
| | スケッチがない | 模型写真だけではスケッチとして認めていない |
| | タイトルが違う | ○○設計図、△△造園図面などではなく、「○○計画図」と記載 |
| | テーマがない | ○○の庭 △△公園など設計主旨がわかるテーマを記載する |
| | 設計説明がない | 図面と設計説明の内容が整合するように記載する |
| | 方位が違う | 方位記号の向きに注意し北が明確にわかるようにする |
| | 縮尺が違う | CADの出力設定ミスやコピーの伸縮による縮尺の変化に注意 |
| | スケールバーが違う | 縮尺と合わせる、正しい長さと数値を表示する |
| | 凡例の表記が違う | 凡例を付ける場合は記号のみではなく記号と文字を併用する |
| | 記載事項の違反 | 図面や枠線の中に学校名を特定できる文字や記号を記載しない |

3 各部門にみられる審査減点事項の事例

A. 住宅庭園部門

- 駐車スペース：駐車場、Pなどの表記不備、大きさ不足や出入りができない計画である

B. 街区公園部門

- 極度な造成や歩行不可能な動線の設定

C. 商業施設部門

- 前提条件との不整合：店舗の出入り口をふさぐような計画や出入り口の増設

D. 実習作品部門

- 写真の不備：施工前・中・後の写真がない、写真の内容がわからない
- スケッチの不備：施工写真のみでスケッチがない